

平成 29 年度第 2 回三重県エネルギー対策本部会議議事概要

- 1 開催日時 平成 29 年 11 月 21 日(火) 10:40～10:50
- 2 開催場所 プレゼンテーションルーム
- 3 議事概要 以下のとおり

議題 1 三重県新エネルギービジョンの進捗状況について

【長谷川エネルギー政策・ICT活用課長】(資料 1 に基づき説明)

新エネルギーの導入実績としては、平成 28 年度末までに、太陽光発電や風力発電などを中心に、55.9 万世帯分に相当する量の新エネルギーの導入が進んだ。

「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」を施行して以降、太陽光発電協会等の関係団体や、市町、農業委員会への説明、事業者向け説明会の開催など、ガイドラインの周知に取り組んでいる。これまで、事業者からの事業概要書の提出が 37 件あり、事業者にはヒアリングを行い、関係法令、条例の手続き状況などの確認している。地域住民とのコミュニケーションが図られていない場合には、説明会の開催などを行うよう働きかけることにより、住民説明が不十分な 6 件の事業が改善された。地域住民からは、38 件の相談を受けており、市町の協力のもと、現地確認を行うなど状況把握に努め、住民の不安を取り除くべく事業者に対応をお願いしている。今後も引き続き、市町と連携して取り組んでいく。

議題 2 「今冬の三重県の省エネ・節電対策について」

【長谷川エネルギー政策・ICT活用課課長】(資料 2 に基づき説明)

今冬の電力見通しについて、国は国内すべてのエリアで電力の安定供給に最低限必要とされる予備率 3%以上を確保できる見通しであることを示した。国は、今夏に引き続き節電要請は行わないが、万が一、電力需給がひっ迫する場合に備え、省エネキャンペーン等を実施し、省エネ・節電対策の取組を進めるとしており、本県でも引き続き、省エネ・節電対策に取り組むこととする。

また、今冬の電力需給見通しには問題はないが、万が一、電力ひっ迫が予想されるときは、危機管理統括監をトップとする「電力需給ひっ迫連絡会」を開催し、「電力ひっ迫時の対応方針」に基づき、一層の節電に努める。

【知事】

- ・太陽光発電について、ガイドラインを施行しているところであるが、関係部局においては、ガイドラインを理解しながら、事業者には法令・条例の遵守を徹底させること。
- ・国からの節電要請は行われなくても、電力需給がひっ迫する場合への備えとして、引き続き、省エネ・節電に取り組むとともに、各部局が連携して県民、事業者への省エネ・節電の普及啓発活動に、積極的に取り組むこと。